

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の扶
届出内容

記入例① 無職の妻を扶養に入れたい場合（離職直後 失業等給付を受給しない方）

ます。

同意日付 令和 〇 年 〇 月 〇 日 被保険者氏名 健保 太郎 (印)

扶養申請対象者の氏名 健保 花子 (続柄： 妻) (年齢： 35 歳)

※自署の場合は押印不要

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 同居している

☐ 私が単身赴任中のため、別居している

☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している

☐ 上記以外

別居の理由：（

毎月の送金額：（

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1

※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

各自の事情にあわせて
該当する欄にチェックをいれてください

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☐ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中（別の家族の続柄： / オムロン健保の場合は記号・番号： - ）☐ 国民健康保険に加入中☒ 健康保険未加入☒ 前職の健康保険を資格喪失したため（退職日： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ）☐ 長期間、無保険状態☐ その他（

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい☐ いいえ☐ 今年度は所得オーバーのため ☐ その他（

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上

☐ 50%未満

氏名	続柄	年齢	職業	年間総収入（年金収入も含む）	同居/別居（どちらかを選択）
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居

(注) 家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。

※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。

失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

<就労状況>

↓ 以下書類を添付してください。

☐ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中

☐ 被用者（パート、アルバイト等）

☐ 自営業者

☒ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある

☐ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)

☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)

☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）

☒ 失業等給付を受給しない

☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない

☐ 失業給付の受給を終了した

☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足

☐ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を
確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付して
ください

社会保険資格喪失証明書（写）、失業等給付の受給及び離職票等の提出に伴う承諾書

離職票1・2（写）

<その他の収入>

↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入

☐ あり☒ ない

公的年金の受給

☐ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ☐ 企業年金☐ 障害基礎年金、障害厚生年金 ☐ 個人年金☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金 ☐ その他（☒ 受給していない

傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付

☐ 受給している ☐ 現在は受給を終了している☒ 受給していない

(秘密) < 扶養申請対象者が「子」以外の場合に使用 >

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の扶
届出内容

記入例② 無職の妻を扶養に入れたい場合（離職直後 失業等給付を受給する方）

ます。

同意日付 令和 〇 年 〇 月 〇 日 被保険者氏名 健保 太郎 (印)

扶養申請対象者の氏名 健保 花子 (続柄： 妻) (年齢： 35 歳)

※自署の場合は押印不要

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 同居している

☐ 私が単身赴任中のため、別居している

☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している

☐ 上記以外

別居の理由：（

毎月の送金額：（

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1

※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

各自の事情にあわせて
該当する欄にチェックをいれてください

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☐ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中（別の家族の続柄： / オムロン健保の場合は記号・番号： - ）☐ 国民健康保険に加入中☒ 健康保険未加入☒ 前職の健康保険を資格喪失したため（退職日： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ）☐ 長期間、無保険状態☐ その他（

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい☐ いいえ☐ 今年度は所得オーバーのため ☐ その他（

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上

☐ 50%未満

氏名	続柄	年齢	職業	年間総収入（年金収入も含む）	同居/別居（どちらかを選択）
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居

(注) 家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。

※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。

失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

<就労状況>

↓ 以下書類を添付してください。

☐ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中

☐ 被用者（パート、アルバイト等）

☐ 自営業者

☒ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある

☒ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)

☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)

☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）

☐ 失業等給付を受給しない

☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない

☐ 失業給付の受給を終了した

☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足

☐ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付してください

社会保険資格喪失証明書（写）、失業等給付の受給及び離職票等の提出に伴う承諾書

⇒扶養にできます。雇用保険受給資格者証(写)表・裏面

<その他の収入>

↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入

☐ あり☒ ない

公的年金の受給

☐ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ☐ 企業年金☐ 障害基礎年金、障害厚生年金 ☐ 個人年金☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金 ☐ その他（☒ 受給していない

傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付

☐ 受給している ☐ 現在は受給を終了している☒ 受給していない

(秘密) < 扶養申請対象者が「子」以外の場合に使用 >

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の扶養内容に相違ありません
届出内容が事実と異なっていた場

記入例③ パートしている妻を扶養に入れたい場合

てを返戻することに同意します。

同意日付 令和 〇 年 〇 月 〇 日 被保険者氏名 健保 太郎 (印)

扶養申請対象者の氏名 健保 花子 (続柄： 妻) (年齢： 35 歳)

※自署の場合は押印不要

扶養申請される家族の状況

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）
↓ 以下書類を添付してください。

☐ 同居している
☒ 私が単身赴任中のため、別居している
☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している
☐ 上記以外
別居の理由：（
毎月の送金額：（

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1
※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

各自の事情にあわせて
該当する欄にチェックをいれてください

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☒ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）
☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中（別の家族の続柄： / オムロン健保の場合は記号・番号： - ）
☐ 国民健康保険に加入中
☐ 健康保険未加入
 ☐ 前職の健康保険を資格喪失したため（退職日： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ）
 ☐ 長期間、無保険状態
☐ その他（

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい
☐ いいえ
 ☐ 今年度は所得オーバーのため ☐ その他（

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上
☐ 50%未満

氏名	続柄	年齢	職業	年間総収入（年金収入も含む）	同居/別居（どちらかを選択）
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居

(注) 家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。
※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。
失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

< 就労状況 > ↓ 以下書類を添付してください。

☒ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中
 ☐ 被用者（パート、アルバイト等）
 ☐ 自営業者
☐ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある
 ☐ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)
 ☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)
 ☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）
 ☐ 失業等給付を受給しない
☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない
 ☐ 失業給付の受給を終了した
 ☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足
☐ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付してください

< その他の収入 > ↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入
 ☐ あり
 ☒ ない
公的年金の受給
 ☐ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）
 ☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ☐ 企業年金
 ☐ 障害基礎年金、障害厚生年金 ☐ 個人年金
 ☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金 ☐ その他（
 ☒ 受給していない
傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付
 ☐ 受給している ☐ 現在は受給を終了している
 ☒ 受給していない

(秘密) < 扶養申請対象者が「子」以外の場合に使用 >

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の扶養内容に
届出内容が事実と **記入例④ オムロングループ入社時に妻を扶養に入れたい場合** 異なることに同意します。

同意日付 令和 〇 年 〇 月 〇 日 被保険者氏名 健保 太郎 (印) ※自署の場合は押印不要

扶養申請対象者の氏名 健保 花子 (続柄： 妻) (年齢： 35 歳)

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 同居している

☐ 私が単身赴任中のため、別居している

☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している

☐ 上記以外

別居の理由：（

毎月の送金額：（

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1

※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

各自の事情にあわせて

該当する欄にチェックをいれてください

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☐ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）

☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中（別の家族の続柄： / オムロン健保の場合は記号・番号： - ）

☒ 国民健康保険に加入中

☐ 健康保険未加入

☐ 前職の健康保険を資格喪失したため（退職日： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ）

☐ 長期間、無保険状態

☐ その他（

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい

☐ いいえ

☐ 今年度は所得オーバーのため ☐ その他（

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上

☐ 50%未満

氏名	続柄	年齢	職業	年間総収入（年金収入も含む）	同居/別居（どちらかを選択）
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居
				万円	☐ 同居 / ☐ 別居

（注）家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。

※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。

失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

<就労状況>

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中

☐ 被用者（パート、アルバイト等）

☒ 自営業者

☐ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある

☐ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)

☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)

☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）

☐ 失業等給付を受給しない

☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない

☐ 失業給付の受給を終了した

☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足

☐ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付してください

<その他の収入>

↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入

☒ あり

☐ ない

公的年金の受給

☐ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）

☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金

☐ 企業年金

☐ 障害基礎年金、障害厚生年金

☐ 個人年金

☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金

☐ その他（

☒ 受給していない

傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付

☐ 受給している ☐ 現在は受給を終了している

☒ 受給していない

確定申告書（写）、年間取引報告書（写）などこれに準ずる資料

(秘密) < 扶養申請対象者が「子」以外の場合に使用 >

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の扶養内容に相違ある場合は、届出内容が事実と異なっていることを認めることと同意します。

記入例⑤ 年金を受給している母を扶養に入れたい場合

同意日付 令和 〇 年 〇 月 〇 日 被保険者氏名 健保 太郎 (印)

扶養申請対象者の氏名 健保 花子 (続柄: 妻) (年齢: 66 歳)

※自署の場合は押印不要

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 同居している

☐ 私が単身赴任中のため、別居している

☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している

☐ 上記以外

別居の理由：（

毎月の送金額：（

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1

※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

各自の事情にあわせて
該当する欄にチェックをいれてください

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☐ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中（別の家族の続柄： / オムロン健保の場合は記号・番号： - ）☒ 国民健康保険に加入中☐ 健康保険未加入☐ 前職の健康保険を資格喪失したため（退職日： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ）☐ 長期間、無保険状態☐ その他（

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい☐ いいえ☐ 今年度は所得オーバーのため ☐ その他（

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上

☐ 50%未満

(注) 家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。

※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。

失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

<就労状況>

↓ 以下書類を添付してください。

☐ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中

☐ 被用者（パート、アルバイト等）

☐ 自営業者

☐ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある

☐ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)

☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)

☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）

☐ 失業等給付を受給しない

☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない

☐ 失業給付の受給を終了した

☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足

☒ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付してください

<その他の収入>

↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入

☐ あり

☒ ない

公的年金の受給

☒ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）

☒ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ☐ 企業年金

☐ 障害基礎年金、障害厚生年金 ☐ 個人年金

☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金 ☐ その他（

☐ 受給していない

傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付

☐ 受給している ☐ 現在は受給を終了している

☒ 受給していない

直近の年金振込通知書や年金改定通知書、または振込額が記載された通帳（写）

(秘密) < 扶養申請対象者が「子」以外の場合に使用 >

被扶養者現況届（子以外） 兼 同意書

下記の
届出内

記入例⑥ オムロングループ退職時に任意継続保険または特例退職保険に加入する際、
引き続き妻を扶養に入れたい場合

同意します。

同意日付

令和

〇

年

〇

月

〇

日

被保険者氏名

健保 太郎



※自署の場合は押印不要

扶養申請対象者の氏名

健保 花子

（続柄：

妻

）

（年齢：

35

歳）

あなた（被保険者）と扶養申請対象者との同居状況（住民票上同居でも事実として別居していれば別居に該当します。）

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 同居している

☐ 私が単身赴任中のため、別居している

☐ 扶養申請対象者が学生で遠方で下宿しているため、別居している

☐ 上記以外

別居の理由：（

毎月の送金額：（

各自の事情にあわせて
該当する欄にチェックをいれてください

【必須書類】所得証明書/非課税証明書（原本）※1

※1「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」【ケース1】に該当する方のみ不要

扶養申請対象者の健康保険の加入状況

☒ あなた（被保険者）の被扶養者として加入中（転籍・再雇用、任意継続保険、特例退職保険に加入の場合）

☐ 別の家族が加入する健康保険に被扶養者として加入中

（別の家族の続柄：

／オムロン健保の場合は記号・番号：

-

）

☐ 国民健康保険に加入中

☐ 健康保険未加入

☐ 前職の健康保険を資格喪失したため

（退職日：

令和

〇

年

〇

月

〇

日）

☐ 長期間、無保険状態

☐ その他

（

）

扶養申請対象者は、税法上（所得税）の扶養対象ですか？

☒ はい

☐ いいえ

☐ 今年度は所得オーバーのため

☐ その他

（

）

あなた（被保険者）は、扶養申請対象者の生計費をどの程度負担していますか？

扶養申請対象者の生計費を他の家族（配偶者・父母・兄弟姉妹）が負担している場合、以下に記載してください。

☒ 50%以上

☐ 50%未満

氏名

続柄

年齢

職業

年間総収入（年金収入も含む）

同居/別居（どちらかを選択）

万円

☐ 同居

／

☐ 別居

万円

☐ 同居

／

☐ 別居

万円

☐ 同居

／

☐ 別居

（注）家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

扶養申請対象者の今後1年間の収入（予定） … 該当する項目にチェックを入れてください。

※失業給付や傷病手当金・出産手当金を受給する場合、月額3,611円以下(60歳以上または障害年金受給者は月額4,999円以下)の場合は扶養にできます。

失業給付が上記月額を超える場合でも、受給しない期間（待機期間、給付制限期間中）は扶養にできます。

<就労状況>

↓ 以下書類を添付してください。

☒ 1. 健康保険の扶養範囲で就労中

☐ 被用者（パート、アルバイト等）

☐ 自営業者

☐ 2. 過去1年以内に離職し、失業等給付の受給資格がある

☐ 受給する。月額3,611円以下(60歳以上・障害年金受給者は4,999円以下)

☐ 受給する。月額3,612円以上(60歳以上・障害年金受給者は5,000円以上)

☐ 失業等給付の受給を延長する（妊娠・出産・育児・病気・けが等）

☐ 失業等給付を受給しない

☐ 3. 過去1年以内に離職したが、失業等給付の受給資格がない

☐ 失業給付の受給を終了した

☐ 雇用保険未加入、または加入期間不足

☐ 4. （過去1年間を含め）就労していない

⇒「扶養認定に必要となる資料一覧」の「(3)扶養申請対象者は収入がある」を
確認のうえ、それぞれの必要書類（雇用契約書、確定申告書類等）を添付して
ください

<その他の収入>

↓ 以下書類を添付してください。

株式、利子、不動産等の収入

☐ あり

☒ ない

公的年金の受給

☐ 受給している（該当するすべての年金にチェックをいれてください）

☐ 老齢基礎年金、老齢厚生年金

☐ 企業年金

☐ 障害基礎年金、障害厚生年金

☐ 個人年金

☐ 遺族基礎年金、遺族厚生年金

☐ その他

（

☒ 受給していない

傷病手当金、出産手当金、労災保険の各種給付

☐ 受給している

☐ 現在は受給を終了している

☒ 受給していない